

[事案 22-95] 入院給付金請求

・平成 23 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

転倒し外傷性血気胸等により 2 つの病院に通算約 3 カ月近く入院したが、約款の「入院」に該当しないとして 11 日間しか入院給付金が支払われないことを不服とし申立てがあったもの。

<申立人の主張>

競技スポーツ中に転倒し外傷性血気胸・左肺挫傷・左肋骨骨折により、平成 21 年 11 月 6 日から同月 14 日まで A 病院に、同月 16 日から翌年 1 月 30 日まで自宅近くの B 整形外科に入院した。医療保険に基づき、入院給付金の請求をしたところ、入院当初の 11 日間しか入院給付金が支払われず、11 月 18 日以降の分が支払われない。

医師から入院による治療が必要であるとの証明書ももらっており、他社では払われているのに保険会社が支払拒否するのは納得できない。残りの期間分の入院給付金を支払ってほしい。

なお、入院中の外出は自宅のリハビリ機材でリハビリするため医師の許可を得ている。

<保険会社の主張>

本件保険契約の約款では、入院給付金の支払対象となる入院について「入院とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう」と定めているが、申立人の B 整形外科での 11 月 18 日以降の入院は、下記のとおり、入院治療の必要性は認められず、約款の「入院」には該当しないので、請求に応じることはできない。

- (1) 11 月 18 日以降、申立人は 1 日 3 時間以上の外出をほぼ毎日繰り返しており、医師の管理下において治療に専念してはいなかった。
- (2) 11 月 16 日当時、申立人は自力歩行が可能であり、11 月 18 日以降、申立人は自力で外出しており、同日以降は通院治療が可能であった。
- (3) B 整形外科における 11 月 17 日のレントゲン検査の結果は肋骨骨折のみであり、気胸の異常所見はなくなっており、同外科においても骨折治療はコルセットによる固定以外に投薬と X 検査による経過観察が行われていたにすぎない。同外科での治療は、医師の管理下で治療に専念する必要性が認められるような治療方法とは考えられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容を認めることができないため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 約款の規定する「入院」の要件を満たすかどうかは、主治医の意見のみに基づいて判断されるのではなく、一般医学上の見解に基づき、客観的に判断されるべきものであり、これは従来からの当審査会の考え方であり、裁判例もそのような考え方を採っている。

- (2) 下記の事実を総合斟酌すれば、外出が可能となった平成 21 年 11 月 18 日以降の入院については、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することが必要とされていたと認めることは困難と言わざるを得ず、約款所定の「入院」に該当するとは認められない。
- ① A 病院の意見書によれば、**Ⓐ**外傷性血気胸・肺挫傷は 11 月 11 日の胸部 CT 検査では改善され、**Ⓑ**外傷性血気胸・肋骨骨折の治療期間としては 12 月 31 日までとされているものの、必要であった入院期間は同年 11 月 16 日までとされ、**Ⓒ**退院時の状態は歩行可能であったとされ、**Ⓓ**検査数値、他覚的所見から見た入院妥当日数は 30 日～45 日とされているものの、「常に医師の管理下での治療が必要であった期間」は 14 日間程度とされている。
- ② B 整形外科の意見書によれば、**Ⓐ**肋骨骨折の治療期間・必要であった入院期間は、いずれも平成 22 年 1 月 30 日までとされ、**Ⓑ**外傷性血気胸の治療期間・必要であった入院期間は、いずれも同年 11 月 30 日までとされ、**Ⓒ**「常に医師の管理下での治療が必要であった期間」も 22 年 1 月 30 日までとされているが、他方、申立人は、平成 21 年 11 月 18 日以降、ほぼ毎日、3 時間から 5 時間程度の外出を繰り返しており、これらの外出・外泊は医師の指示によるものではない。
- ③ もちろん、入院中の患者が外出したからと言って、それ以後の入院が直ちに約款所定の「入院」に該当しなくなるわけではないが、本件のように、ほぼ毎日、3 時間から 5 時間程度の外出が出来たということは一その理由が自宅のリハビリ機材でリハビリをするためであったとしても一、「常に医師の管理下での治療が必要であった」状態ではなかったこと、自宅からの通院治療が可能であったこと、を窺わせるものである。